

古河市の財政指標はすべてが健全です

～財政の健全性を示す財政指標を公表します～

平成20年4月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、『財政の健全化』を判断するための4つの「健全化判断比率」と、水道事業などの公営企業会計の「資金不足比率」を公表することが義務付けられました。

指標のうち1つでも基準を超えると「早期健全化団体」となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、早急に財政改善に取り組まなければなりません。

平成24年度決算に基づき、これらの比率を算定した結果、いずれの比率も国が定めた早期健全化基準を下回り、市の指標はすべて基準内で健全性を示しています。

健全化判断比率のポイント

1. 全会計において**黒字決算**です
2. 実質公債費比率 早期健全化基準「25.0%」
に対し9.9% (対前年度0.3ポイント減少)
(市債の発行に際し、同意制から許可制への目安となる基準である18%未満を維持するように努めます。)
3. 将来負担比率 早期健全化基準「350.0%」
に対し116.1% (対前年度11.8ポイント減少)
(市では、早期健全化基準350%の約2分の1の180%以内を維持することとしています。)
4. 公営企業会計の資金不足はありません

【健全化判断比率】

(単位：%)

4指標	平成23年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
1.実質赤字比率	—	—	11.88	20.0
2.連結実質赤字比率	—	—	16.88	30.0
3.実質公債費比率	10.2	9.9	25.0	35.0
4.将来負担比率	127.9	116.1	350.0	

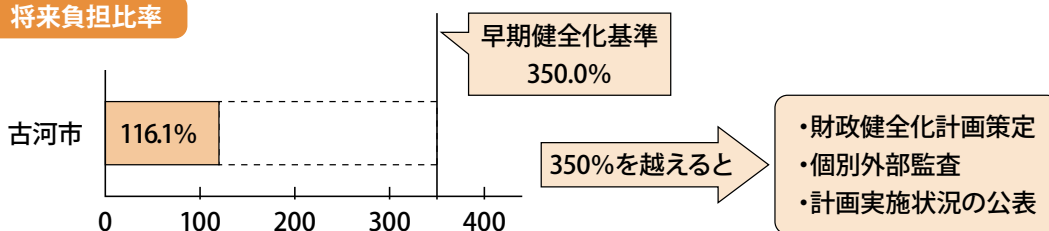
※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示しています。

【資金不足比率】

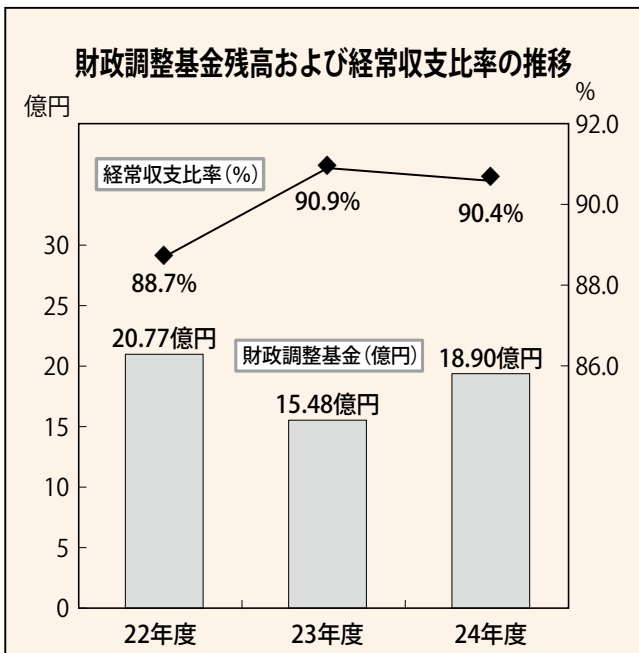
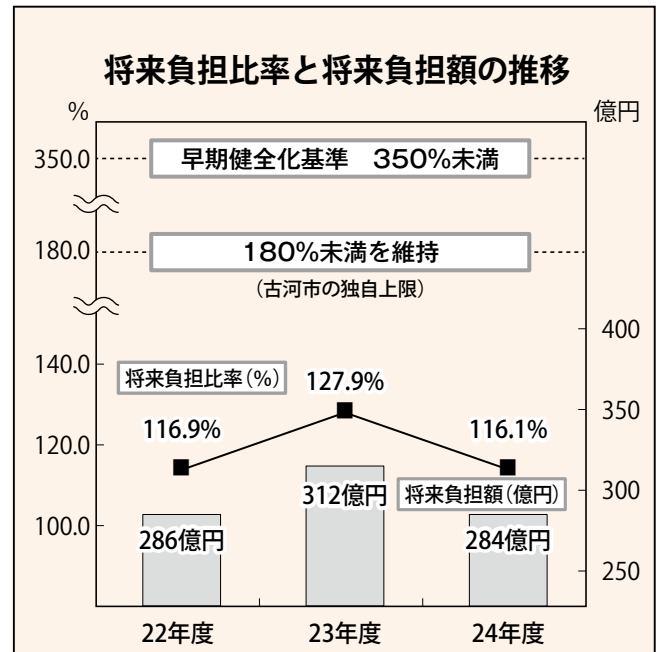
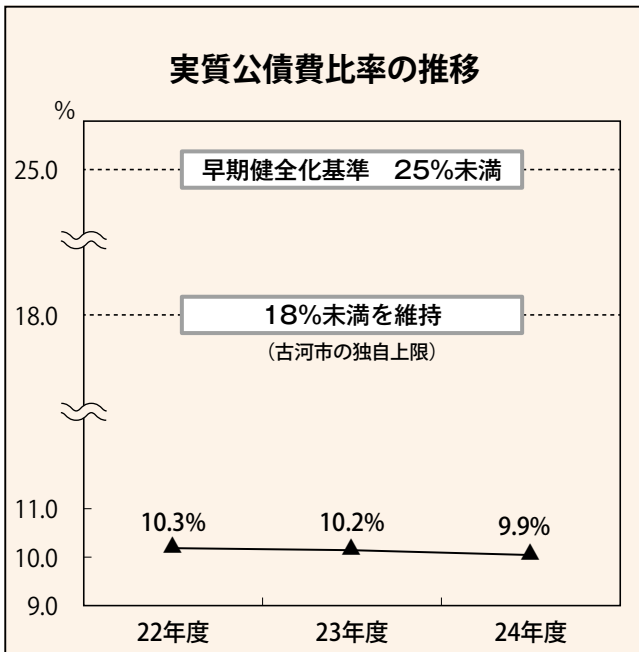
(単位：%)

公営企業会計	平成23年度	平成24年度	経営健全化基準
公共下水道事業	資金不足なし	資金不足なし	20.0
農業集落排水事業	同上	同上	20.0
ゴルフ場事業	同上	同上	20.0
水道事業	同上	同上	20.0

将来負担比率



主な財政指標および財政調整基金残高の推移



● 実質公債費比率

実質的な公債費(市債の返済)が、財政に及ぼす負担を表す指標

● 将来負担比率

市が将来支払う可能性のある負債の一般会計等に対する比率

● 将来負担額

市が将来支払う可能性のある実質的な負債額

● 経常収支比率

人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費が、市税等毎年経常的に収入される一般財源に占める割合。財政構造の弾力性を判断する指標